

子育て世帯生活支援特別給付金が支給されます

申込 問 教育委員会 子ども課 子ども支援係 ☎62-9237

子育て世帯生活支援特別給付金は、低所得の子育て世帯を支援する新たな給付金です。

【支給対象者】

以下の要件をどちらも満たす方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（特別児童扶養手当を受給している場合は20歳未満の児童）を養育する父母等

（※令和4年2月末までに生まれた新生児も対象です）

②令和3年度住民税（均等割）が非課税の方または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方（家計急変者）

【支給額】 児童1人あたり 50,000円

【給付金の支給手続き】

◆令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者で住民税非課税の方

- ・給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ・児童手当または特別児童扶養手当の支給口座に振り込みます。

◆上記以外の方

- ・給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ・高校生のみを養育している非課税の方には、町から申請書類を郵送します。
- ・家計急変者の方は、郵送または直接、子ども課子ども支援係へご提出ください。



▲申請書等は
コチラ

申請が必要か、フローチャートで確認しましょう

高校生の他に、中学生以下のお子さんを養育していますか？
（令和3年4月分の児童手当を受給していますか？）

→ はい
- - - いいえ

はい

いいえ

高校生のお子さんについて、令和3年4月分の児童手当や特別児童扶養手当を受給していますか？

はい

いいえ

支給要件を満たす場合、**申請は不要**です。
※児童手当又は特別児童扶養手当の
支給口座に振り込まれます。

支給要件を満たす場合、**申請が必要**です

■厚生労働省 コールセンター

0120-811-166

（受付時間：平日午前9時～午後6時）

■富士見町教育委員会 子ども課 子ども支援係
富士見町役場2階 ⑪番窓口

62-9237(直通)

（受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分）

富士見町民憲章

わたくしたちは、秀麗富士を望み、雄大な八ヶ岳と眺望豊かな入笠山にいだかれた高原の町、富士見町民です。この限りなく美しく、厳しい自然の中に住むわたくしたちは、先人の心を受けつぎ、自然を愛し、豊かな調和のとれた田園の町の発展をめざして、この町民憲章をかかげます。

- 一 かけがえのない自然を守り、育てていく町民となろう。
- 一 心身を鍛え、明るく健康な町民となろう。
- 一 教養を高め、香り高い文化を創造する町民となろう。
- 一 仕事に誇りを持ち、産業の発展につくす町民となろう。
- 一 思いやりの輪をひろげ、住みよい郷土をつくる町民となろう。